

請願番号	件 名	処理の経過および結果
10	<p>滋賀県内避難者の生活環境への支援を求めるについて</p> <p>1. 「子ども・被災者支援法」の理念に基づき、福島第一原発事故により避難し、滋賀県に居住する子供たちとその家族の生活環境を支援するため、公営住宅の年限を区切ることなく、それぞれの事情に応じて柔軟に対応すること</p>	<p>平成 23 年 3 月 16 日より東日本大震災により被害を受けられた方々を支援するために、恒久的な住宅を確保するまでの一時的な居住の場を提供するため、県営住宅の目的外使用許可制度を活用して無償提供を実施しています。</p> <p>現在、県営住宅には 8 戸 18 名の方が避難されています。</p> <p>公営住宅法において、目的外使用許可については期限が最長 1 年間と定められていることから、無償提供期間については、これまで期間を更新することにより対応してきており、平成 25 年 12 月には、本人のご希望により平成 26 年度末まで延長できるよう措置することとし、避難者にご連絡したところです。なお、被災者が恒久的な住宅として、県営住宅への入居を希望される場合は、資格要件等を確認の上、正式入居を優先的に認めております。</p>

請願番号	件 名	処理の経過および結果
10	<p>滋賀県内避難者の生活環境への支援を求めることについて</p> <p>2. 避難者の就職活動にあたり、保育園等の一時保育利用などの支援を行うこと</p>	<p>保護者が求職中の場合の保育所への入所の取扱については、従前より児童福祉法施行令第27条第6項に規定される「保育することができないと認められる場合」に類する状態に該当する旨（厚生労働省保育課長通知）を市町に周知しており、求職中でも保育所の入所申込みができるよう取り扱われています。</p> <p>また、東日本大震災により被災した要援護者への対応としては、厚生労働省からの「当該避難世帯の状況を踏まえ、優先的に保育所入所させる必要があると認められるときは、優先的な取扱を行うようお願いしたい。」との連絡を市町に周知しています。</p> <p>さらに、「東京電力福島第一発電所の事故により避難している者への教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供について」（平成25年12月25日付け、内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）を市町に周知し、避難者に対しての学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供につき、引き続き、特段の配慮を求めたところです。</p> <p>今後も、保育の実施主体である市町に対する適切な指導助言に努めます。</p>